

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点 [令和3年4月28日開催 日本貸金業協会]

### 1. 『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』について

- 昨年12月1日に『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の適用が開始され、申込が相応になされているところ、貴協会においても本特則を活用した個人債務者の支援に尽力いただいていることに感謝申し上げます。
- 本特則を運用するに際しては、これまで
  - ・ 債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応を行うこと
  - ・ 自由財産の拡張については、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建に必要な現預金等が留保されるよう、可能な限り柔軟な対応に努めること
  - ・ 債務整理の対象債務についても、例えば、2020年2月2日以降の住宅ローンや2020年10月31日以降の債務を、一律に対象債務と認めないといった特則の硬直的な運用とならないよう、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めること等を要請しているところ。
- こうした要請を踏まえ、本特則の適切な運用に努めていただいているものと認識しているが、本特則を運用するに際しては、ガイドライン本体及びQ&Aに記載のとおり、個人債務者の収入、資産、生活実態、就業の状況等を十分に考慮した弁済額及び自由財産の柔軟な取扱いに努めていただくよう、改めてお願いしたい。
- なお、本特則の運用に際しては、登録支援専門家やガイドライン運営機関と連携し、適切な対応に努めていただくよう重ねてお願いしたい。

## 2. 成年年齢の引下げに向けた対応について

- 成年年齢の引下げ（令和4年4月）まで、いよいよ1年を切った。若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者に対する当局の検査・監督や貴協会の監査を通じて貸金業法の遵守を図ることに加え、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組の状況を把握・推進していくことが必要である。
- 特に、前回の貴協会によるアンケート調査の結果においては、18歳から19歳の顧客に対する効果的な取組として、例えば、
  - ・ 親の同意を取得する
  - ・ 利用限度額を通常よりも低く設定する
  - ・ 資金用途を確認する
  - ・ 貸付金額が50万円以下の場合であっても年収証明書を取得する
  - ・ 名義の貸し借りやマルチ商法等にかかわっていないか確認する 等といった取組を把握していただいたところ。
- これらの取組は、足許だけでなく、成年年齢引下げ後も実施されることが効果的であると考えており、これらの取組が成年年齢引下げ後も実施されるよう、引き続き業界への周知や横展開をお願いしたい。
- また、貴協会においては、次のアンケート調査を近々に実施される予定と承知している。引き続き実態把握を進めていただければと考えているので、よろしくをお願いしたい。
- 令和4年4月の成年年齢の引下げに向けて、次のアンケート調査の結果も踏まえつつ、引き続き、貸金業者による自主的な取組を更に推進していただくことを期待している。

## 3. 後払い（ツケ払い）現金化等に関する注意喚起について

- 近時、後払い（ツケ払い）現金化という形態の取引に関して、
  - ・ 強引な取立てや法外な手数料などの被害が発生している、

- ・ 返済できない人の個人情報をネットで暴露するなどの脅しを取立ての手段とするような悪質な業者がいる、  
ことなどが、報道等で指摘されている。
- 後払い（ツケ払い）現金化が貸金業に該当するかどうかについては、個別具体的な実態を踏まえて、経済的に貸付けと同様の機能を有しているといえるかについて判断する必要があると考えているが、金融庁においては、ヤミ金融業者を把握した場合には、捜査当局等への情報提供を行うなど、これまでも関係機関と緊密に連携し、厳正に対処してきたところ。
- また、返済できない人の個人情報をネットで暴露するなどの脅しを取立ての手段としている者についても、その存在を把握した場合には、引き続き、関係機関と連携し、厳正に対処していく。
- さらに、消費者被害の拡大防止の観点から、関係機関が連携のうえ、広く一般への注意喚起を行っていくことが重要。貴協会におかれては、悪質な金融業者の被害防止に関するリーフレットにおいて、SNS 個人間融資や給与ファクタリング等に加え、後払い（ツケ払い）現金化に関しても注意喚起を行っていただいております。引き続き、更なる注意喚起をよろしくお願いしたい。
- また、ヤミ金融の疑いがある事案に接した場合は、金融庁に情報共有をお願いしたい。

#### 4. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」（本年3月9日開催）で、総理より、女性の登用・採用目標の達成などを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示があった。
- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

## 5. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を4月23日より開始した(市中協議期間は5月23日迄)。

(登記事項証明書の添付省略について)

- 法務省の登記情報システムが改修され、昨年10月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、当庁としても、その添付省略の取扱いを開始しているので、この場を借りて改めて周知させていただきたい。

(民民の書面・押印・対面手続の見直しについて)

- 昨年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝申し上げます。
- 民民の書面・押印・対面手続の見直しについては、昨年12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、貴協会におかれても、こうした論点整理なども踏まえながら、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

## 6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 2月19日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改訂したほか、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月26日、FAQを公表した。FAQは、ガイドラインの中で「対

応が求められる事項」の内容について、より具体的に要請内容を明確化する観点からガイダンスとして策定したものであり、各金融機関におかれては、マネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理の参考として、改訂版ガイドラインと併せてご活用いただきたい。

- 本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、本年3月末時点の取引等実態に関する定量・定性情報について、ご報告をお願いしているところ、ご協力いただきたい。なお、今回の改正内容は以下のとおり。
  - ・ 在留外国人との取引状況や継続的顧客管理に向けた各種取組みの進捗状況等に関する項目を追加
  - ・ ガイドラインの改訂を踏まえた修正

## 7. サイバーセキュリティ強化に向けた対応について

- 昨年末、複数の貸金業者において、悪意のある第三者が、不正に取得した既存顧客の認証情報を用いて、スマホATM（注）を利用して借入金を出金する事案が発生しており、これは認証の弱さ（一要素認証）を犯罪者に突かれたことが原因である。

（注）スマートフォンのアプリを利用することにより、キャッシュカードを用いることなくATMで取引をすることが可能となるサービス。
- また、貸金業者も含めた複数の金融機関において、クラウドサービスで管理する顧客情報に不正にアクセスされる事案も発生しており、これはクラウドサービスの利用におけるセキュリティ設定の不備が原因である。
- 大規模な不正出金や顧客情報の漏えいといったインシデントが発生した場合、事案を起こした事業者のみならず、これまで長年かけて築いてきた業界全体に対する信用まで失うおそれもある。
- 貴協会におかれては、変化するサイバー攻撃・金融犯罪のリスクに対し、柔軟かつ機動的に自主ガイドラインを策定されていくものと承知しており、こうした自主規制機能の発揮により、業界の安全性・信頼性を確保し、利用

者の保護につなげていただくことを期待している。

- 金融庁においても、貴協会の自主ガイドライン策定に向けて協力していきたいと考えているので、今後も引き続き緊密に連携させていただきたい。

#### 8. AI 翻訳に関する協力について

- 国際金融センターの実現に向けた課題の一つである金融行政の英語化に関し、昨年 12 月の経済対策に AI 翻訳技術の活用が盛り込まれた。
- 金融庁は、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）に委託し、金融分野の翻訳精度を向上させた AI 翻訳モデルの構築を目指している。貴協会や協会員におかれては、翻訳精度の向上に向けて、日英で同一内容のワードもしくはエクセルファイルの既存文書を、可能な範囲で、ご提供いただきたい。
- 構築された AI 翻訳モデルは、NICT から民間の AI 翻訳サービス提供者にも公開され、一般の利用に供される予定。金融業界における英語対応の底上げに繋がることが期待される。

#### 9. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については、令和元年 6 月 4 日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、昨年 12 月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しているところ、この場を借りて改めて、その普及へのご協力をお願いしたい。

## 10. LIBOR への対応について

- 本年3月5日、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）の運営機関は、米ドルの一部（1、3、6、12 か月物）は2023年6月末、それ以外は本年12月末をもってLIBORの公表を停止する旨、公表したところ。

（注）同日、英国金融行為規制機構（FCA）が、日本円の一部（1、3、6 か月物）は、2022年1月以降の1年間に限り、市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR（いわゆるシンセティックLIBOR）を構築することについて、市中協議を行うと表明。

金融庁及び日本銀行は、3月8日、本邦における今後のLIBORからの移行対応、及びシンセティック円LIBORに対する考えを示した文書を金融機関宛に発出。

- 本年末の公表の停止に向けて、利用者保護の観点から、当局としても適切に対応していきたい。

（以 上）